

令和8年度第2回 学びあい育ちあい推進審議会定例会要点録

令和8年5月26日（火）

出席委員	学校教育関係代表	
	委員	久保明彦
	社会教育の関係者	
	委員	布施栄子
	学識経験者	
	会長	長島剛
	副会長	田中優
	公民館利用者代表	
	委員	西山規子
	公募市民	
	委員	秋澤友香里
	多摩市図書館協議会	
	委員	高橋祥子
	文化財保護審議会	
	委員	横倉敏郎

出席職員	教育部長	鈴木誠
	行政管理課長	大島亮弥
	文化・生涯学習推進課長	垣内敬太
	社会教育・文化財担当課長	石山正弘
	公民館長	伊藤麻衣子
	図書館長	渡邊哲也
	教育協働担当課長	野原敏正
	文化・生涯学習推進担当主査	松田圭介

欠席委員
小野委員
細田委員

（開会時刻：14時00分）

議事録署名委員：秋澤委員

議事次第・配付資料

〔報告事項〕

1	公民館事業進捗状況について（公民館）	【資料 1】
2	令和7年度公民館事業報告書について（公民館）	【資料 2】
3	令和7年度地域学校協働活動研修等の実施及び令和8年度地域学校協働活動予定について（教育指導課）	【資料 3】
4	第17回子ども読書まつり《ほんともフェスタ》について（図書館）	【資料 4】
5	第4次多摩市生涯学習推進計画の令和7年度内部評価について（くらしと文化部 文化・生涯学習推進課）	【資料 5】
6	公共施設使用料の見直しについて（企画政策部 行政管理課）	【資料 7】

〔協議事項〕

1	第4次多摩市生涯学習推進計画の令和7年度外部評価について（くらしと文化部 文化・生涯学習推進課）	【資料 6】
---	--	--------

会	長：	ただいまの出席委員は、8名である。定足数に達していることから令和8年度第2回多摩市学びあい育ちあい推進審議会定例会を開始する。会議録署名委員は秋澤委員にお願いする。
会	長：	まず、資料の確認を事務局よりお願いする。
事 務 局：		—（社会教育・文化財担当課長より資料確認）—
会	長：	本日「令和8年度学育推進審議会会長方針メモ」を配付している。審議会のあり方については、「報告」と「協議」を明確に分離し、効率的な運営を図り、意見交換の時間を設けていきたい。「応援」による価値の循環を本年度の重点アクションとして、学校教育を応援することで社会教育側にも新たな価値を見生み出していきたいと思っている。また、「学校教育の困りごとと社会教育」については、のちほど久保委員よりお話いただく予定である。 では、これより審議会をはじめめる。次第では公民館事業からの報告であるが、このあとの公務の都合により、報告事項6の「公共施設使用料の見直しについて」の案件から始めさせていただく。

〔報告事項〕

6 公共施設使用料の見直しについて（企画政策部 行政管理課）・・・・・・・・・・【資料7】

会	長：	報告事項6「公共施設使用料の見直しについて」を事務局より説明をお願いしたい。
行政 管理 課 長：		報告事項6「公共施設使用料の見直しについて」を報告する。本日は、個別施設の使用料改定を行っていく上での考え方を説明させていただく。使用料については、市の公共施設の基本方針を定めている。「利用者負担を原則として利用する人とし

		ない人の負担の公平化を図る」「共通的な使用料算定ルールで、分かりやすい統一的なルールを定める」「柔軟な料金設定・利用方法により運営する」の3つを原則としている。また、市外の方は、原則として市民の2倍の負担とする、営利利用を一部開放していくことが今回の大枠方針である。各個別施設の建設コストや維持、運営管理に関わるコストを施設面積、時間で割り、使用部分の原価としている。そのうち、共有スペースについては市が負担する。原価に利用者負担率をかけ使用料を算出している。利用者負担とは、基礎的な施設かどうか、必需性が高いかどうか、また民間による類似施設があるかどうか、全市的な施設か地域施設かで判断をすることを基本的な考えとしている。この外、基本ルールによらない施設もあり、法令により使用料を徴収できない図書館または算定基準が定められている市営住宅などの施設などがこれに該当する。また、近隣自治体の施設や市場価格との均衡により算定が必要な施設としては、八ヶ岳少年自然の家やスポーツ施設が対象となっている。今回の改定のポイントとしては、値上げと値下げの必要がある施設が混在していることがあげられる。値上げの要因は主に物価や人件費の上昇、維持、運営費の上昇である。値下げの要因は減価償却費の整理等を行ったことである。公民館などにおいては、床の買取りをし、市債の償還が終わったことが減額要因となっている。本日は、今回の改正や利用に与える影響について意見を頂戴できればと考えている。続けて、資料7-2「公共施設使用料改定（案）の概要」を説明する。個別施設の料金の概要を示している表となる。教育関係の施設の中では、基本ルールに基づく施設では中央図書館活動室や、公民館ホールなどについては値下げとなる。関戸図書館の活動室や公民館の諸室では、値上げとなっている。値下げは10%程度の値下げ、値上げは20%前後が多くなっている。また、基本ルールによらない施設では、八ヶ岳少年自然の家や学校開放が値上げとなっている。八ヶ岳少年自然の家については、管理運営費と実際に利用料として負担いただいている金額の差額が大きいことから見直しを図っている。市民の税金で市外の方の分も負担している状態だったことから、そこは改定していくという考えで大幅な値上げとなっている。また、市内の利用者に関しても一定の値上げとなっている。市立小中学校の利用については、引き続き無料として市が負担していく。資料7-1、使用料改定に関するスケジュールについて、今年9月の市議会で条例改正案を提案し、来年の4月使用分から順次改定料金へ移行し、令和10年1月より改定使用料の全面的な適用を開始していく。本日は、料金改定の妥当性と利用にあたって配慮すべき点についてご意見があればお伺いしたい。
会	長：	これらの施設を利用している委員はいるか。
委	員：	総合体育館を利用している。スポーツ振興課より2年後に大幅な値上げと聞いている。
委	員：	よく利用する図書館は値下げになっている。公民館は値上がりするので、反対意見の声も聞いている。
会	長：	公共施設利用料の改定案の説明は理解したが、値下げの必要はあるのか。

行政 管理課長：	基本的なルールに基づいて算定しているので、値上げすべきところは値上げ、値下げすべきところは値下げしている。ルールに従わないと、値上げすることに根拠がなくなってしまう。ルールは基本方針の中で定めている。
委 員：	総合体育館を利用しているが、付随した音響設備も値上げと聞いている。設備自体は更新されていないのに理解しがたい。
行政 管理課長：	個別の施設について私の方で細かく把握しているわけではないが、光熱費をはじめ、建物全体にかかる経費が増額している傾向にある。使用する施設に付随するものも値上がる積算となっていると思われる。
会 長：	多摩市の公共施設を大学のゼミで使用した時に、指定管理者の方に学生証の提示を求められた。多摩市在学の使用料割引のためであったが、大人数の学生証を提示するのは大変手間がかかった。市民は、住所を記載することによる確認で良いとのことであった。市民にも住民票の提示を求めるならば理解はできるが、学生証提示を簡略化できないものかと感じた。指定管理者からは市のマニュアルに沿っていると言われた。先生が生徒と使用する場合には、多摩市在学であるという前提であるので、理屈が合わないとその場で伝えたが、結局は市外登録になり市外料金で利用することとなった。市内には大学が5つあるが、この大学の使用を推奨するのであれば、他施設も含め、このようなことのないようなルールに見直した方が良いのではないか。
行政 管理課長：	基本的に団体登録を一度していただければ、それ以降は市内料金で利用できる。運用のことになるので、今いただいた意見を踏まえ、各施設の状況を確認し使用しやすい体制をとりたいと思う。

1 公民館事業進捗状況について（公民館）・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 1】

2 令和7年度公民館事業報告書について（公民館）・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 2】

会 長：	報告事項1「公民館事業進捗状況について」及び報告事項2「令和7年度公民館事業報告書について」を事務局より説明をお願いしたい。
公 民 館 長：	資料1「令和8年度公民館事業進捗状況」について説明する。4月の学びあい育ちあい推進審議会でお示した年間事業計画に沿い始動したところである。事業が始まったら報告させていただくので、資料1に関しては各自確認いただきたい。続いて資料2「令和7年度多摩市公民館事業報告」をご覧ください。昨年度、学育審においてピンポイントで報告させていただいたので、全事業については各自この資料をご覧ください。昨年度新事業として報告した「ひのたま ULTRA プログラム」について、どのような事業だったか分かりにくいという声があった。こちらについて、令和7年度の様子をまとめた動画があるのでご覧ください。 —（ひのたま ULTRA プログラム動画 視聴）—

	このプログラムは学校生活に馴染めない生徒など、不登校対策として実施した事業である。昨年度は、事業の内容を対象の生徒へ伝えきれなかったことと、協力いただく大人をどう誘えばよいかが分からなかったことにより参加者が少なかった。令和8年度は、昨年度の情報を活用しながら対象の子ども達に声がけをして参加を募りたいと考えている。今年度は、昨年11月に実施して寒かったとの意見を踏まえ、暑い可能性はあるが7月に実施予定である。進捗は、また報告させていただく。続いて、資料2の53ページ令和7年度施設使用状況について報告する。令和6年度と令和7年度を比較すると、永山公民館に関しては、令和6年度で全体の使用率が63.5%から、令和7年度63.3%と横ばいとなっている。基本的にはベルブホール、集会室、和室、ギャラリーの利用率が増加した。ホールは大人数が収容可能なので、その分令和6年度より利用人数が増えている。使用人数が増えることも目標ではあるが、利用率が上がるように取り組んでいきたい。関戸公民館には、令和6年度が49.1%だったが、令和7年度は51.1%と微増である。事業や保育室の開放など市民に使用していただく機会を増やしコミュニティづくりの仕掛けやきっかけに取り組んだ。その効果からか、最近は若者層の利用も増えている。今後も市民ニーズや世代等を検討しながら、施設の利用拡大に向けて取り組んでいきたいと考える。
会 長 :	利用率に関して、横ばいと微増であるが、今後どのように増やしていくのか。
公 民 館 長 :	関戸公民館に関しては、貸し出しのチラシ等を配りながら、引き続き民間事業者への周知を図っていく予定である。永山公民館に関しては、主な施設は利用率は高いが、保育室が課題であるので、開放デーや事業で親子のコミュニティ作りのきっかけづくりをしたいと考えている。
会 長 :	子どもを支援している市の施設と連携していく考えはあるのか。
公 民 館 長 :	保育園とは連携している。ぴーかぶーという事業では、来館者数増加と保育園のPRも兼ねて、各保育園にミニ事業を行っている。令和7年度までは、永山児童館との事業日時が重なってしまうことがあったが、今年度は日程を調整し、親子世代がどちらにも重ならず参加できるような工夫をしていきたい。
会 長 :	第1保育室使用率11.9%・第2保育室16.3%は、かなり低いのではないかと。
委 員 :	保育室は、借りるにあたり条件はあるのか？
公 民 館 長 :	保育室も基本的には諸室になるので、2名以上のグループや社会教育に資するような活動を行うことが条件となる。
委 員 :	大人だけの使用は可能か。
公 民 館 長 :	現在は、用途が限られている。玩具などもあるので衛生面での配慮も必要である。今後は、利用がない場合の用途拡大につながる取り組みを検討していく。
委 員 :	子ども向けのおはなし会を行っているが、今まで保育室を使用するという発想がなかった。例えば、小さい子ども向けのおはなし会を保育室で行うことも可能なのか。
公 民 館 長 :	永山フェスティバルでは、読み聞かせイベントなどを行っている。子どもに関する活動は可能である。

委 員：	びーかぶーに関わっているが、玩具は朝に全部拭き洗う。赤ちゃんが舐めたものは回収して消毒して戻す。手間はかかるが、衛生面での問題はないと思う。
委 員：	コミュニティセンターでは、利用率が6割になると予約しにくいという話がある。地域の方が気軽に使えるのがコミュニティセンターだとすると、その点の問題がある。そのような中で営利団体への貸し出しの話もあり、今後どうするのが問題となっている。
公 民 館 長：	すでにホールは、予約が取りにくいという声はいただいている。今後、使用料改定後に営利団体料金を設ける予定である。特に関戸公民館では、金額は変わらないが、営利団体への貸し出しを限定して始めている。基本的には市民団体の1ヶ月後に予約となり、市民団体への優先度は変わらないが、例えば来週に予約したいとなった場合には、予約は取りにくい状況である。
会 長：	先ほどの動画は大変良かったが、「ひのたま ULTRA プログラム」は、東京都の助成金を使っており、意外と金額がかかっているのに対して人数が少ない。今年7月に実施することは賛成だが、これからもっと幅広くしていく方法や地域にある団体で支えていく仕組みにしていくのか、この事業の出口をどうしていく予定であるのか。
公 民 館 長：	現在、検討中である。最終的な目標としては、今事業を実施している企業「スペース」が入らずとも、多摩市の活動団体である「フレンズ」の中で第3のスペースとして、社会教育的に作っていければ良いと考えている。もう1つの面では愛宕スペースや新しくできる学びの多様化学校とも連携して、学校を嫌がる児童・生徒に関して、学校教育と社会教育が連携できればと考えている。
会 長：	何人集まったかの報告は必要だが、それよりはそのベースを作りながら将来的にはどのような連携をとっていくのかを皆さんと共有しながら、協力の依頼をしていくことがとても重要と考える。引きこもり、不登校、またその真ん中の状況にある生徒のためにも、この学びを引き続き行っていけば気づいていく児童・生徒が沢山いると思う。そのようなことを実行できる街になっていけたらと考える。
公 民 館 長：	令和7年度では校長会でも開催の案内をさせていただいた。校長先生方から各学校の先生方へ対象となる児童・生徒へ声がけいただくようお願いした。しかし、説明だけでは、校長先生方もどのような児童に声をかければよいのか判断が難しく、また担任の先生方にとっても内容が十分に伝わらず、声がけがしづらいという課題もあった。現在は5～10分程度の動画を活用して説明を行っているが、内容理解をより深めてもらうため、今後は約20分程度の動画を作成し、各学校へ展開することを検討していく。また、動画だけでは十分な理解が難しい場合も想定し、必要に応じて学校を訪問し、直接説明を行う体制を整えていきたい。

3 令和7年度地域学校協働活動研修等の実施及び令和8年度地域学校協働活動予定について

(教育指導課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 3】

会 長 :	報告事項3「令和7年度地域学校協働活動研修等の実施及び令和8年度地域学校協働活動予定について」を事務局より説明をお願いしたい。
教育協働担当課長 :	資料3-2「令和8年度 地域学校協働活動予定一覧」をご覧いただきたい。地域ぐるみの教育として、学校と家庭、地域が連携・協力して子どもの学びと成長を支えている。資料のように各校では、子ども達に体験的な学びを提供している。「地域学校協働活動」としては、地域学校協働本部を各学校に設置している。そこには、必ず地域学校協働推進委員が必ず1名（多摩中2名）が配属されている。その方を中心に子ども達の学びや成長を支えている。「地域未来塾」は、全校で展開しており、子ども達の基礎学力の定着・学習習慣の確立を図るねらいで、放課後に実施している。聖ヶ丘小学校、連光寺小学校のICT支援では、大学連携として多摩大学の学生による1年生のタブレット使用の支援を行っている。多摩中学校では、養蜂活動を行い、瓶詰めや販売まで行っている。また、同校の伝統文化継承会では、11の伝統文化活動を1年に1回実施している。詳しくは、資料3-1に記載があるのでご覧いただきたい。多摩永山中学校では、2年生に総合学習「職業人の話を聞く会」として、7つの職業について、先生を講師として招待し生徒の聞きたい職業について理解を深めていき、進路につなげる活動を行っている。各校に本部を設置しているが、合同で行っている学校もある。西落合小学校については、東落合小、落合中と合同本部としている。大学の「平和紙芝居研究会」による中休みを利用した「読み聞かせ」や国際理解のための日本語学校との交流活動を行っている。それぞれの学校の内容に特徴はあるが、学校の状況に合わせて実施しているところである。令和8年度も引き続き、地域ぐるみの教育で地域未来塾も含めて実施していきたい。
会 長 :	いろいろな事業を、各校1人ずつの推進員が試行錯誤しながら行っているということか。
教育協働担当課長 :	そうである。学校と協力しながら行っている。
会 長 :	推進委員会については、毎年1月に開催しているところであるが、従前よりその運営のあり方や学校教育と社会教育の問題がある。大学に近接する地域、例えば国士舘大学周辺の永山地区の小中学校や、多摩大学周辺の聖ヶ丘小中学校においては連携が図られている。大学から距離のある学校についても、マッチングをしていくなど学校と地域をつなぐコーディネーターに対する機会提供が重要であると考え。例えばアーチェリー等のスポーツ活動といった具体的な事例を共有しつつ、推進員相互の紹介・連携の機会を設けることにより、取組の一層の充実・進展が図られるものと考えがいかがか。
教育協働担当課長 :	そのとおりである。実際に、大学の方にボランティアとして各校に入ってもらっている事例もある。こうした取組については、研修会等を通じて紹介し、好事例として共有していくことが重要である。他校の活動を知ることで、自校の取組に生か

	していくことができると考えられる。今後も引き続き、研修会などの機会を設けながら進めていきたい。
会 長 :	研修会はいつ開催するのか。
教育協働担当課長 :	資料 3-1 で示したように、研修会として令和 7 年度では 7 月 12 日、11 月 11 日に各校の特徴的な取組について実際に見に行く機会も設けた。持ち回りの側面はあるが、紹介をしていく中で「このような方法がある」という気づきが得られていると感じている。今後は担い手不足が課題になってくるとも想定されるため、推進委員会においても、将来に向けてどのような担い手に協力いただけるのかという点について、今年度の推進委員会で議論していきたい。
会 長 :	大学のボランティアの話や「伝統文化継承会」など、学校により様々な取り組みが見られるが、これは推進員のキャパシティや経験が起因して、マッチングにたどり着いていると思う。あるいは地域性なども考えられる。その時に、もう少し何かきっかけがあれば社会教育と学校教育がつながっていくのではないかと考える。積極性のある推進員の方に社会教育側の取り組みなどの情報や、出会う機会を提供していったらどうかと考える。この 3、4 年間の推進委員会は、消化不良のまま終わっている部分もあるため、何か改善できないかと感じている。今後に向けて、一度検討してみてもどうか。
教育協働担当課長 :	是非、よろしくお願いいたします。
委 員 :	合同本部とそうではない学校が混在しているようだが、合同本部になった経緯は、地域柄なのか。
教育協働担当課長 :	合同本部は、地域性である。もともと学校の再編も含め、一緒に活動していこうという経緯がある。地域の方とのつながりや学校の再編などを特性として、今も活かしながら活動している。
会 長 :	多摩永山中学校は、すぐそばに永山高校がある。永山高校は、定員割れの現状もある。地元の中学校とつながりを持つことは重要と考える。多摩市の子どもたちが多摩市の学校に進み、多摩市に就職してもらうのが理想だが、例えば、高校生に手伝ってもらい、中学生を教えてあげることにより、人に教えた時の自分への気付きも含めて効果が大きいと感じる。こんな方法もあるのではないと思う。

4 第 17 回子ども読書まつり《ほんとふえスタ》について (図書館) ……【資料 4】

会 長 :	報告事項 4「第 17 回子ども読書まつり《ほんとふえスタ》について」を事務局より説明をお願いしたい。
図 書 館 長 :	資料 4「第 17 回子ども読書まつり《ほんとふえスタ》について」を報告する。 「子どもと本を結びつける日常の活動を多くの人に知ってもらう」を目的に、夏と春の 2 回に分けて開催した。実施期間は書面のとおりである。夏に実施した講演会「絵本作家のおしごと～絵本の絵ができるまで～」では、多摩市内で絵本作家をされている田中六大講師に来ていただき 7 月に実施した。対象は小学生で 28 名の参

		加があった。中学生以上の対象者では、「天文学者に聞く金星のハナシ～手作り三球儀とガリレオの地動説～」というタイトルで、国立天文台元特別客員研究員で天文学者の萩野正興講師に講演いただいた。参加者は27名であった。令和8年3月には、会場をグリナード永山で1週間、のちに中央図書館で展示を行った。市立小中学校全体の図書活動の様子として、学校図書館の紹介、おはなし会のボランティア団体、小学生の皆様からのおすすめ本、図書館事業の紹介等を行った。同時期に、大人の方で読み聞かせをしていただく方を対象にした講座として、現役声優の氷上恭子講師による「現役声優が語る『伝わる声』の魔法」という講座を行った。38名の参加があった。プロの方の講演ということで、声の仕組みを知ることができ、勉強になったという意見があった。それぞれ講演会、展示の様子は添付写真のとおり。また、ほんとにもスペシャルおはなし会は3月に16日間実施。全41回、延べ595人の参加となった。その他イベントでは、絵本カフェ「この絵本 大好き!～みんなでよう♡」を、多摩市文庫連絡協議会が実施し、好きな絵本を持参し紹介しあい、読み聞かせも実施した。最後は、全図書館を対象にしてスタンプラリーを実施した。新たな取組としておはなし会への参加でもシールをお渡しするようにした。
会	長：	小中学校への案内は、夏休み開催の行事として「《ほんとにもフェスタ》開催」と案内が行くということか。
図 書 館	長：	そうである。
会	長：	それ以外の行事についても、五月雨式に小中学校に連絡が行くということか。
図 書 館	長：	そうである。紹介が必要な内容であれば、学校図書館司書を通してお願いをしたりする。
会	長：	図書館や公民館それぞれ独自に事業を実施しているが、縦を横の連携にしてはどうか。小学生にとって夏休みは課外活動への関心が高まる時期であるため、このタイミングに合わせて、図書館・公民館それぞれの取り組みをまとめて伝えていくと参加しやすいのではないか。主催側の都合で「読書イベント期間だから参加を」と促すというかたちだけでは、子どもたちにとって必ずしも魅力的に映らず、関心を持たれにくい場合もあると考えられる。子ども側のニーズや興味の高まりを意識し、自然に参加したくなるような情報提供の工夫が必要ではないのか。
教 育 部	長：	現在、たま広報6月20日号や7月5日号で夏休みの行事を各所管から集めて「特集」として、夏休みの行事一覧を確認していただけるようにしている。
会	長：	それは親が見るものなので、子どもが見ることができるようにすると良いと思う。
教 育 部	長：	保護者が申し込む場合が多いということから、このようなかたちになっている。
会	長：	この夏休みの情報が夏休み前に小中学校や幼稚園に流れると良いと思う。
図 書 館	長：	まとめてお知らせできる仕組みを作れるように現状を把握していきたい。

5 第4次多摩市生涯学習推進計画の令和7年度内部評価について（くらしと文化部 文化・生涯学習推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料 5】

会 長 :	報告事項5「第4次多摩市生涯学習推進計画の令和7年度内部評価について」を事務局より説明をお願いしたい。
文化・生涯学習推進課長 :	資料5「第4次多摩市生涯学習推進計画令和7年度内部評価総評」をご覧いただきたい。変更する可能性はあるが、現時点での総評案となっている。第4次多摩市生涯学習推進計画は、令和3年度から令和12年度までの10か年計画として策定され、計画期間の5年が経過し、令和7年度には、中間見直しを実施した。後期5年間は、一部の課題を重点化して、この課題を中心に取組と評価を進めている。重点施策の評価について、今回の中間見直しでは2ページ(1)～(4)に示している施策に絞って評価を行う。学びあい育ちあい推進審議会外部評価に関連するところにポイントを絞り説明する。5ページ重点施策4-2「高齢者や障がい者、外国人等も含む多様な市民が、地域の活動に参加するきっかけづくりや活動の担い手として活躍できるようなサポート【継続】」では、「⑨地域活動の担い手育成」「⑪多世代交流の場づくりの推進」「⑬市民活動やボランティア活動に気軽に参加できる仕組みづくり」の3つが関連する施策となっている。それぞれの施策ごとに定量評価、定性評価を記載している。特に、⑨の定量評価では、「放課後子ども教室」を新たに2校で委託し週5日教室を行い、参加数が12,841人から22,625人に増加した状況となっている。定性評価では、「市民活動・交流センター」の生涯学習講座でセンター利用団体や地域に関わる方が講師として参画する動きが出ている。また、利用団体が担い手に代わっていく取り組みも行われている。「エリアミーティング」での協創の取り組みでは、参加者の提案をきっかけに、「諏訪・永山れきし散歩」をはじめとする取り組みが具体化され、各所で実践された。新たな市民の地域参画へのきっかけづくりとしての機能が始まっている。総括として、担い手の高齢化や参加者数の偏りが各事業の課題として顕在化している。また、地域活動の新たな担い手につながるような講座の開催、学習意欲を喚起するようなきっかけづくり、情報発信については、年代やライフスタイルなどでターゲット層を絞り、参加や共感を促すような発信が必要である。また、従来内部評価については行政側が実施している事業を中心として情報収集し評価をしているが、昨今は行政の手を離れ、市民主体の生涯学習活動が行われている状況が各所で存在していることから、そのような状況についても把握を進め、評価を行うことが必要であると思っている。
委 員 :	2ページの「街なかプレゼンテスト」は、素晴らしいものであった。生徒がアイデアを出し、パルテノン多摩大通りで通りすがりの方にプレゼンをするというもの。勇気を出し声をかけ、足を止めていただき、熱烈にアピールし、共感していただく。1年生の時には緊張していたが、翌年には力になっており、学生にとっても良い取り組みとなっていると感じた。

〔協議事項〕

1 第4次多摩市生涯学習推進計画の令和7年度外部評価について（くらしと文化部 文化・生涯学習推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 6】

会 長：	協議事項1「第4次多摩市生涯学習推進計画の令和7年度内部評価について」を事務局より説明をお願いしたい。
文化・生涯学習推進課長：	資料6-1「第4次多摩市生涯学習推進計画の令和7年度の事業実績に係る評価について」をご覧頂きたい。第4次多摩市生涯学習推進計画の外部評価を学びあい育ちあい推進審議会で行っていただくにあたり、現在調整中の文書ではあるが、このようなかたちで市長から教育委員会教育長へ依頼を行うのでよろしくをお願いしたい。 資料6-2は学びあい育ちあい推進審議会で最終的に外部評価を受けていただく際のひな型案であるので参考にさせていただきたい。P2では、外部評価の経緯と目的、評価対象施策については、重点施策4-2の「地域活動の担い手育成」に重点を絞っていきたい。次ページ以降は、個別施策ごとの外部評価ということとなる。まず「⑨地域活動の担い手育成」で、上段に定量評価に関する内容を下段に定性評価とし、さらにその下には学びあい育ちあい推進審議会による外部評価を盛り込む構成としている。以降「⑪多世代交流の場づくりの推進」、「⑬市民活動やボランティア活動に気軽に参加できる仕組みづくり」についても同様。今後の議論を踏まえ、こちらの内容を盛り込んでいきたい。続いて、資料6-3を説明する。こちらは、表形式の最も細かいデータとなっている。1枚目の「個別施策⑨ 地域活動の担い手育成」に関して、具体的な取り組みがあり、それぞれについてのアウトプット、初期アウトカム、実績、並びに今後の方向性や課題を記載したデータとなっている。1枚目が、評価対象となっている「地域活動の担い手育成」、2枚目が「個別政策⑪ 多世代交流の場づくりの推進」、3枚目が「個別政策⑬ 市民活動やボランティア活動に気軽に参加できる仕組みづくり」のシートとなっている。これが内部評価の基となっている。資料6-4は「世論調査の結果」。計画に規定しているそれぞれの推進項目単位の中で成果目標を立て、それに基づく世論調査結果で、令和元年以降のデータを記載している。特に関連する項目の1つとして、「目指す方向2人と人となりがつながり認め合うまち」の「4 地域活動・地域づくり」をご覧いただきたい。 「多様な担い手が協働し、人々がつながりを持って互いに支えあえるまち」であるかの設問に対して、「そう思う」と肯定的に回答した市民の割合が令和元年15.0%であったのに対し、令和7年度17.8%へ微増している。また「6 ボランティア・市民活動」「9 市民協働の機会づくり」も今回の評価に関連した項目となっている。概ねどちらの項目に関しても令和7年は比較的向上している。地域性を見てみると、鶴牧と桜ヶ丘はかなり高く地域性が出ている。おそらく多摩センター地区のリニューアルやせいせきカワマチのオープンなどまちぐるみで盛り上がりを見せていることが影響していると考ええる。比較的若い世代、子育て世代の評価が高いことが結果の特徴である。以上が外部評価のための情報提供となる。このあと部活動の地域展開に関して担当者から説明をさせていただく。

会	長：	補足説明をする。まずは、私達が学びあい育ちあい推進審議会として外部評価をやらなくてはならないということを皆さんと共有する。その中で、外部評価報告書（案）の 1・2 ページで外部評価欄があるが、ここへ初めて私たちが何らかの外部評価の作成をすることになる。事前に、重点施策が沢山あるとやりきれないことや私達と市役所側との間で情報の格差があると感じた。そこに関して外部評価をするのはいかなものかという話をさせていただいた。その上で、結果的に委員の皆が社会教育の各分野での代表だということと学校教育と結びつけていくことを考えると重点施策 4-2 が評価に適切として、その部分の項目を今年はしっかりと外部評価していくという考えに至った。これで間違いはないか。
文化・生涯学習推進課長：		補足説明のとおりである。
会	長：	ここでの説明をそのまま受け入れてしまいがちであるが、可能であれば現場の担当者にお越しいただき、直接話をさせていただけないかとお願いをした。それは、現場で実際に困っていることや課題について、まとめ役の方から伺うだけではなく、現場で日々対応している方々の声を直接聞くことで、私達としてもより適切な評価ができるのではないかと考えたためである。本日時間を設けてもらったので、これから担当者に「多摩市中学部活動地域展開」について説明してもらおう。よろしく願いしたい。
文化・生涯学習推進担当主査：		資料 6-5「多摩市中学部活動地域展開」をご覧ください。部活動の地域展開とは、従来の学校主体だった部活動を、地域の多様な主体が運営・実施する「地域クラブ活動」に移行させる取り組みであり試行実施されている。大きな違いは、学校部活動に関しては、学校教育の中で行われているが、地域クラブ活動に関しては社会教育の中で行われるようになる。学校部活動では、運営主体は「学校」、実施主体も「学校」であるが、地域クラブ活動では、運営主体が「行政など多様な主体」、実施主体は「地域の文化芸術・スポーツ団体等」が行うとなっている。指導者、参加者、場所、補償に関しては資料のとおりである。部活動改革（地域展開）の目的としては、中学生の自主的・自発的な参加ができ、スポーツ文化芸術活動に継続して親しめる環境整備である。これを行うことにより、地域においてより充実したスポーツ活動・文化芸術活動が行われること、また信頼できる友達を見つけたり、切磋琢磨や技術向上を通じて豊かな中学校生活を送れたりする環境の構築が目的となっている。国の示した部活動改革の機関と取り組みについて、令和 7 年度までを改革推進機関として、休日における地域連携や地域クラブ活動への段階的な移行などを行ってきた。令和 8 年度～10 年度（前期）、また令和 11 年度～13 年度（後期）は改革実行期間として捉えている。休日については、改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指している。平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進することとなっており、多摩市においては令和 10 年までに全中学校で 1 部活以上の実施を目指している。休日の地域展開の試行実施の種目について、サッカー部に関しては聖ヶ丘中学校・諏訪中学校で合同部活動が行われている。聖ヶ丘中学校では、男子バスケットボール部。文化部活動としては、吹奏楽部が多摩永山中学校で行っている。休日における試行実施について、今年度

		に関しては部活動が指導者や顧問から地域のスポーツ団体へ移行している。吹奏楽部に関しては、指導者の方に変わりはないが、休日の練習、イベント出演は地域クラブ活動として活動している。令和7年度の実績として、文化・生涯学習推進課が担当しており、内容は資料記載のとおり。子ども達にとっては大きな変更点はないが、保護者にとってはアプリ使用などの課題が出てきている。スポーツ振興課では運動部の2部活を担当している。部活動地域展開に関しては、資料記載のとおりである。今後の方向性としては、部活動地域展開事業の対象校を増やし、指導者と学校と保護者との調整を行いながら、試行段階である本事業の本格実施に向けた準備を進めることと捉えている。実績を増やししながら、持続可能な活動として休日の「地域展開」を段階的に進めていく。大きな課題としては、部活動の種別に応じた地域人材の確保が必要であるということである。
会	長：	苦労している部分を直接知るチャンスなので質問があれば是非お願いしたい。資料6-3の1ページ目「⑨部活動地域展開」が今説明いただいた部分となる。この資料に書いてある内容だけを読んで、外部評価をするという話になりそうであったが、今回詳しく話をさせていただくことで、部活動の種別に応じた地域人材の確保が必要であることや実際に足りなくて困っているという点がわかった。「私がやります」という話も含めて、様々な意見が出てくる部分かと思う。ここでの指導者には、資格は必要であるのか。
	文化・生涯学習推進担当主査：	まず、地域団体からの推薦、もしくは吹奏楽部に関しては地域団体が行っていないので学校長の推薦をいただくことが1つ目の資格となる。その資格をいただいただけでは、その方が適切な人材か不明であるため、市役所の市長部局が作成した研修プログラムも受けていただく。この2つを以って認定を行っている。
会	長：	認定を行うと指導者になれるということか。
	文化・生涯学習推進担当主査：	そうである。
会	長：	その人材は無給なのか。
	文化・生涯学習推進担当主査：	時給により報酬を支払っている。
会	長：	研修が終了し、報酬を支払っている指導者が、吹奏楽では4名いるということか。
	文化・生涯学習推進担当主査：	そうである。
会	長：	昔先生だった方が担っているということか。
	文化・生涯学習推進担当主査：	そうではない指導者もいる。これまで吹奏楽部の指導者として携わっている方、幼少期に吹奏楽部に所属しており成人後も継続して携わっているなどの経験者もいる。また、プロの演奏家の方もおり、全体的な統括や指導者の出席確認等、会の運営についてコーディネーターのような役割を担う方等いろいろな方に携わっていただいている。
会	長：	吹奏楽に指導者が4名いるということは、チームになって指導をされているということか。
	文化・生涯学習推進担当主査：	そうである。

会	長：	学校では随分と変化があり、私たちの世界では想像もつかない変革が行われているということのようだ。
委	員：	教員が外部の指導者として担うことはありえるのか。
文化・生涯学習推進担当主査：		この部分は、まだガイドラインに明確に記載されていない。教員の副業について整理が必要である。令和8年度に向けて進めているところである。
委	員：	今後進んでいけば、教員として勤務しながら、土日は社会教育や別の立場として活動することも可能だということか。
文化・生涯学習推進担当主査：		そうである。希望者となるが、指導者として関わる場合は学校長の許可を必ず取っていただくよう整理しているところである。
会	長：	大学生に担ってもらうのは可能か。
文化・生涯学習推進担当主査：		所属団体に推薦していただければ可能だと考えるが、今現在、大学生の指導者の登録はしていない。
会	長：	卒業があるので短期契約になると考える。大人も1年契約など、期間が限定されるのか。
文化・生涯学習推進担当主査：		期間は限定していない。
会	長：	サッカーの指導者が2人と記載してあるが、本学にフットサル部がありサッカー経験のある学生の集まりがあるが、その生徒の協力があれば助けになるのではと思った。
会	長：	指導者がみつからないクラブとは何か。
文化・生涯学習推進担当主査：		適切な団体がいるかどうかが課題となっている。例えば、手芸部に関して、受け皿として実行できる場所はどこなのかから探す必要があるため、この部分が大変なところである。
会	長：	手芸部を作る必要があるのか。
文化・生涯学習推進担当主査：		家庭科に関する活動として手芸なのか料理なのか、学校の特色があるなかで、その特色に合わせるのか、それとも合わせずに一括して進めるのかを整理していく必要がある。
会	長：	指導者に合わせるか、学校に合わせるかということか。
文化・生涯学習推進担当主査：		指導者の有無を踏まえ、学校との調整、生徒のニーズにもよる。
会	長：	先進事例として、上手くいっている自治体の事例はあるのか。
文化・生涯学習推進担当主査：		先進事例もあるのだが、それをそのまま多摩市に持ってくることができるわけではない。多摩市なりのやり方を構築していく必要がある。
会	長：	地元の団体がしっかりしているところはやりやすいということか。
文化・生涯学習推進担当主査：		試行して1年に満たないので事例も上がってきていない。継続性を含め、現在上手くいっているから継続できるかは別の問題である。
会	長：	この学びあい育ちあい推進審議会の委員は、社会教育の様々な分野で活動されている代表となるが、皆に何かメッセージ等はあるか。
文化・生涯学習推進担当主査：		情報をいただきたい。市の職員レベルで取り組んでいる状況において、自身に関係する団体の活動は把握できるものの、それ以外の団体の活動については、実際のどの

	ような取組が行われているのかわからない。これを把握するためにアンケートを取ったが、事例としては多くはない。市民団体が、学生を受け入れる形になれるのかなれないのか、その体制に向けた歩みよりの方法についての提案をいただきたい。実際に活動していない立場で市から提案するのは限界があるので、各団体から提案をいただく方がより進みやすいと考えている。
会 長：	社会教育側も、何を提案したらよいのかわからないという状況もあるので、お互いのコーディネーションが必要と考える。大変な状況は理解した。
委 員：	最終的には、全て地域移行していく可能性が現時点であるということか。
文化・生涯学習推進担当主査：	国が示している方針としては、すべての部活動を地域展開していく方向が示されており、その実現を目標として進めている。
委 員：	スポーツ分野全体に関わると認識しているが、数年後にはＪスポーツが奨励している資格制度を取得しないと指導者として力を発揮できないという制度があるようだが、そちらについてはどのようなお考えをお持ちか。
文化・生涯学習推進担当主査：	私どもは、文化分野であるのでスポーツ分野の回答は難しい。
委 員：	現在行われているバスケットボールやサッカーは指導者がいると認識しているが、今後、他のスポーツについても展開していく場合、２年後を目安に資格を有していない場合には指導できなくなる可能性がある。資格取得にあたり、金銭的、時間的負担が生じるという点も課題となると考えられる。期限が２年に迫っていることを踏まえると、早期に対策を取る必要があると考える。加えて現在のスポーツ指導においては、ハラスメント防止の観点も注意が必要で、広い意味での知識が求められる。この点について役所の方にも認識していただき、推進していただきたいと思う。
文化・生涯学習推進課長：	補足だが、スポーツに関して、サッカーは多摩市サッカー協会、バスケットボールはバスケットボール協会から指導者を派遣していただいている。おそらく協会ごとで、指導者へ適切な資格取得に向けた取り組みが行われている。ガイドライン上、運動部の資格取得については、現時点では個別に整理がなされていない状況である。現在は、指導者に市が設定した研修プログラムを受けていただくことは、運動部も文化部も共通している。
委 員：	例えば、吹奏楽部について、平日は学校の部活動として、土曜日や地域のイベント時には地域クラブ活動として運営されるケースを想定すると、地域のイベントなどでの需要があると考え。練習するのは平日、土日を通じて行われると想定されるが、指導者が異なる場合は同一曲であっても指導方法の違いが生じ、難しいのではないかと考えるがいかがか。
文化・生涯学習推進担当主査：	地域クラブ活動にも、指導方針を定めているが、部活動の活動方針に寄り沿った内容となっており、基本的に大きな違いは発生しないように配慮されていると認識している。現在、多摩永山中学校に関しては、平日・休日ともに同一指導者に指導していただく好事例となっている。一方で、今後地域展開が増えていく中では、学校部活動と地域クラブ活動で指導者が異なる可能性も考えられるので、重要な課題となる可能性があるかと認識している。

会	長：	指導は音楽の先生で、土日のコンサートの引率は自分たちでも手伝えと考えることはできても、指導となると専門的には難しくなる。なかなか解決するのは難しい。
文化・生涯学習推進課長：		今回は、評価材料のインプットとした時間であることから、現時点で外部評価としての意見を出していただくのは難しいと考える。今後、第3回定例会および最終的には第4回定例会に向けて整理したいと考えるので、今回の資料を確認いただき、次回以降に意見をいただければと考える。よろしくお願いいたします。
会	長：	次回の定例会でどのように皆と意見交換を進めていくのか事前に打ち合わせをお願いしたい。 以上で、本日の報告事項、協議事項は終了した。他に連絡事項がなければ、学校教育と社会教育の連携について、今回は、委員である久保先生に資料を作成していただいているので、お話をいただいたうえで皆様と意見交換ができる時間をこのあと設けたいと思う。

「学校教育」の困りごとと「社会教育」（西落合小学校 校長）・・・・・・【当日配付資料】

委	員：	会長から「学校教育の困りごとに対して、社会教育でアプローチできそうなこと」を考えていきたいとの話を受け、日頃感じていることを別紙のとおりまとめた。差し迫った問題というわけではないものの、とても大事なことと認識している。学校現場においては、教員の働き方改革を進める一方で、子どもたちの多様なニーズにも対応していく必要があり、双方を両立させていくことが求められている。さらに、今後は学習指導の在り方も変化していくことが見込まれており、現在は大きな転換期にあると考えられる。従来のように学校がすべてを担う形には限界があり、学校が今考えていることとして捉えていただきたい。 1. 体験の質の確保 現在はインターネットの普及により、子どもたちは様々な情報を容易に調べることができる環境にある。一方で、先ほど報告にあった「ひのたま ULTRA」のように、五感を使った本物の体験については、圧倒的に不足していると認識している。以前は様々な経験がどこでもできたのが、現在は安全面や教員の働き方により簡単にできなくなっている。圧倒的に体験が不足している中で、何かイベント等を設けられる機会があればと考える。ここで学校が主体になることに難しさがあるので、社会教育でも学校という場所を使って子どもたちと直接触れ合うことはできないだろうか。地域の皆様が主体となり、その「場」が学校であれば身近で参加しやすいと感じるので、そのようなかたちがあると良いと思う。 2. 「学校か家か」以外の学び場としての提供 どこの学校も行き渋る生徒や、教室に入るのに困難を感じる生徒、朝登校するのが難しくなった瞬間に家で孤立してしまい、両親も困難な状況に直面し、社会との
---	----	--

	繋がりが途絶えてしまう場合がある。何とか学校に来ることができた場合に、学校としても、保健室やサポートルーム等での可能な限りの対応が行われているが、マンパワーにも限界がある。そこで例えば、学校には通いづらいものの、図書館であれば利用できる、あるいは公民館のスペースであれば参加できるといったケースも想定されることから、このようなかたちで受け入れの場を広げていくことができればと思っている。そのような公的施設を利用する子どもに対して、「学校をサボっている」という認識を、その時間を地域で学んでいる生徒と捉え、温かく受け入れる土壌づくりができなかと感じている。本日配付した「たまなびパスポート」は、令和8年4月より学校でも認められている仕組みである。「ラーケーション」では、平日家族でのイベント参加や、自然の中で調べ学習をしたりするスタイルを出席として認められる。「デュアルスクール」では、例えば多摩市で提携している富士見町等様々な学校で一定期間学ぶことを出席としている。学習指導が発展していく場合、様々な場所が学び場に成りうることになり、今後は学校だけが学び場ではなく、地域（公民館、図書館など）を学び場にしていこうという流れになっていく。この制度の活用にあたっては、事前の申請や、写真やメモを残して学習の記録を提出する必要はある。これらの仕組みからも地域に「場所」は必要だと考えている。 3. 地域学習のネットワーク 担任が授業や体験的な学びも含め、詳しく学びたい場合に専門知識を持っている方を探すのは困難だが、地域学校協働本部の方をお願いすることにより、外国の方やミシンなどに詳しい方を探していただき細かい活動を行っている。これからは、市として多摩市にいる経験豊かな方とつながっていくと良いと感じる。本校では出前事業を多数実施しているが、本物に触れる機会においては、子どもたちの反応や関心の度合いが大きく違っている。学校と地域をつなぐ情報基地のような部署があることが望ましい。一方で、現状においては、そのような体制の整備はどこにおいても難しさがあるとの認識もあり、将来的にはこうした仕組みについての検討が必要であると考えられる。
会 長：	多摩市でラーケーションやデュアルスクールが始まっているのは驚いた。
教 育 部 長：	デュアルスクールは、現在長野県の富士見町教育委員会と覚書を締結し、富士見町の学校に通うことを可能としている。ただし、事前の調整は必要となるので、翌週に急に登校したいということは難しい。
会 長：	1つでも事例ができていくことが重要と考える。
教 育 部 長：	ラーケーションについては、すでにいくつか提出されている。大阪城へ行き、石垣を観察するなどレポートにまとめ提出された事例や神奈川の生命の博物館へ行き、保護者コメント付きのレポートを提出した事例が報告されている。しっかり学んでいるという認識である。
会 長：	このような事例が全国の市町村で始まっているということか。

教 育 部 長 :	最初に始めたのは愛知県である。愛知県では、サービス業が盛んで土日仕事の保護者が多く、どちらかというと保護者と子どもが出かける機会を設けるためにできたものである。
委 員 :	場所の提供についてだが、場所を提供した側の責任について考えてしまう。何があった時の対応はどうしていくのかという課題はある。
委 員 :	責任や安全面の問題はどうしても発生すると考えられるので、解決策を設計していく必要があるが、実施については学校の責任の下で対応可能であるが、土日等は職員が不在の中で、場所提供のみとした場合、利用団体においてはトラブル発生時の対応に不安が生じる可能性がある。今後様々な活動を認めていく中で、責任体制や安全面の設計について検討が必要である。
委 員 :	「たまなびパスポート」は、不登校の児童・生徒のための制度であるのか。
委 員 :	全児童・生徒に向けたものである。学校によって認定の基準に差がでないように、校長同士で連携を取りながら、学校側もしっかり学んで進めていきたい。
会 長 :	責任やどこまで進めていくかなど様々な課題があるものの、図書館や公民館が社会教育という視点で支えていくことは検討できると考える。引き続きこの問題については、皆の話を聞く時間を設けていきたい。また、外部の方の意見を伺いたい等希望があれば相談いただければと思う。他に事務局から何かあるか。
社会教育・文化財担当課長 :	令和 2 年度より学びあい育ちあい推進審議会委員をお勤めいただいた布施委員が本日で最後の参加となるので、一言お願いしたい。
委 員 :	—（布施委員・退任挨拶）—
会 長 :	以上で、本日の予定は全て終了した。次回は、7 月 31 日金曜日 14 時から、会場はベルブ永山の教育委員会会議室で行う。

（2 時間 0 0 分）

（閉会時刻 1 6 時 0 0 分）

会議規則第 1 0 条第 4 項によりここに署名する。

令和 年 月 日

会長

委員